

第14号 平成17年7月22日(金曜日)

[会議録本文へ](#)

平成十七年七月二十二日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 赤松 広隆君
理事 谷本 龍哉君 理事 中谷 元君
理事 渡辺 博道君 理事 大谷 信盛君
理事 首藤 信彦君 理事 増子 輝彦君
理事 丸谷 佳織君
植竹 繁雄君 江藤 拓君
岡本 芳郎君 高村 正彦君
佐藤 錬君 菅原 一秀君
鈴木 淳司君 田中 和徳君
土屋 品子君 西村 明宏君
平沢 勝栄君 三ッ矢憲生君
宮下 一郎君 山下 貴史君
田中真紀子君 武正 公一君
永田 寿康君 鳩山由紀夫君
藤村 修君 古本伸一郎君
松原 仁君 赤羽 一嘉君
赤嶺 政賢君 東門美津子君

外務大臣 町村 信孝君
内閣官房副長官 杉浦 正健君
外務副大臣 逢沢 一郎君
政府参考人
(内閣官房内閣参事官) 猪俣 弘司君
政府参考人
(外務省大臣官房長) 塩尻孝二郎君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 遠藤 善久君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 齋木 昭隆君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 西宮 伸一君
政府参考人
(外務省大臣官房参事官) 松富 重夫君
政府参考人
(外務省北米局長) 河相 周夫君
政府参考人
(外務省欧州局長) 小松 一郎君
政府参考人
(外務省中東アフリカ局アフリカ審議官) 河野 雅治君
政府参考人
(外務省経済協力局長) 佐藤 重和君
政府参考人
(外務省国際法局長) 林 景一君
政府参考人
(外務省領事局長) 鹿取 克章君
政府参考人
(財務省大臣官房審議官) 佐々木豊成君
政府参考人
(財務省主計局次長) 勝 栄二郎君
政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官) 桜井 俊君
政府参考人
(資源エネルギー庁資源・燃料部長) 近藤 賢二君
政府参考人
(国土交通省海事局長) 矢部 哲君
外務委員会専門員 原 聰君

委員の異動

七月二十二日

辞任 補欠選任
宇野 治君 山下 貴史君
小野寺五典君 江藤 拓君
河井 克行君 田中 和徳君
西銘恒三郎君 岡本 芳郎君

同日
辞任 補欠選任
江藤 拓君 小野寺五典君
岡本 芳郎君 菅原 一秀君
田中 和徳君 河井 克行君
山下 貴史君 宇野 治君

同日
辞任 補欠選任
菅原 一秀君 西村 明宏君

同日
辞任 補欠選任
西村 明宏君 佐藤 錬君

同日
辞任 補欠選任
佐藤 錬君 西銘恒三郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件
国際情勢に関する件

[このページのトップに戻る](#)

赤松委員長 これより会議を開きます。
国際情勢に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房長塩尻孝二郎君、外務省大臣官房審議官遠藤善久君、外務省大臣官房審議官西宮伸一君、外務省大臣官房参事官松富重夫君、外務省北米局長河相周夫君、外務省欧州局長小松一郎君、外務省中東アフリカ局アフリカ審議官河野雅治君、外務省経済協力局長佐藤重和君、外務省国際法局長林景一君、外務省領事局長鹿取克章君、内閣官房内閣参事官猪俣弘司君、財務省大臣官房審議官佐々木豊成君、財務省主計局次長勝栄二郎君、経済産業省大臣官房審議官桜井俊君、資源エネルギー庁資源・燃料部長近藤賢二君、国土交通省海事局長矢部哲君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

赤松委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平沢勝栄君。

平沢委員 自由民主党の平沢勝栄でございます。おはようございます。

大臣、副大臣には、本当にお疲れさまでございます。時間が限られていますので、大変申しわけございませんけれども、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

まず、ロンドンで二週連続に続いてまた同時爆弾テロらしきものが起こったわけでございますけれども、ゆゆしき事態でございます。日本もまた、いつこういったテロに見舞われるかわからないわけでございます。まず、大臣の御所見をお伺いしたいと思いますと思うんですけども、今度のロンドンの同時爆弾テロにつきまして大臣はどのようにお考えなのか、それについてちょっと御所見をお聞かせいただきたいと思います。

町村國務大臣 二十一日の昼過ぎ、ロンドンの地下鉄三駅及びバス一台の四力所においてあったわけでございます。七日のものよりは小規模であったということで、現時点で負傷者の数等は必ずしも確認されていないようではございますが、報道によると一名の負傷者がいるという話もございます。邦人の被害があったという情報にはまだ接していないところでございます。また、七月七日の事件との関係であるとか、あるいはアルカイダ等との関係ということも必ずしもはっきりいたしておりません。いずれにいたしましても、こういう不穏な事件というのはまことに遺憾でありますし、また同時に、七日のときも同じことを考えましたが、こうしたものがいつどこ日本においても起きないとは限らないということでございますので、万般の対策をしっかりと講じていかなければいけない、かように考えております。

平沢委員 ビンラディンは、二〇〇三年の十月十八日、七カ国を、イラクに軍隊を派遣した国については我々は報復する権利があるということを言っていて、その中に日本がいわば名指しで言われているわけでございます。そのころ、同じころですけれども、アルカイダの関係者からロンドンのアラビア語の週刊紙に対しましてメッセージが送られてきて、日本の中心部をねらうというようなことも言われたわけでございます。そして、おととしの暮れですか、ドイツで、フランス人ですけれどもアルカイダ系の関係者で国際手配されているテロリストが日本に偽造旅券で何回も入国していたという事実も明らかになったわけでございます。日本も決して他山の石ではないと思います。

日本の場合、日本の国内の問題、それから海外の日本人学校あるいは日本の企業、大使館、領事館等を守るといふ問題、両方あると思いますけれども、こうした問題について外務省はどのように取り組んでいるのか、お聞かせいただけますか。

鹿取政府参考人 外務省の取り組みでございますが、我々が重視しているのは、一つはテロ関連情報の収集とその発信でございます。外務省のホームページには海外安全ホームページというものがございまして、その中で渡航情報を出しております。その渡航情報は、各国、地域におけるテロを含む治安関係情報を随時流してあるところでございます。また、ホームページに掲載するだけではなく、在外においては民間企業の方あるいは在留邦人にメールで配信するということもやっております。また、本邦企業との連携というのを我々は非常に重視しておりまして、在外においても国内においても、危機管理担当者等を対象に、最新のテロ情勢あるいは危機管理対策を主な内容とする危機管理セミナーを開催しております。これは国内及び在外で開催しております。

また、海外安全官民協力会合を国内で開催しているほか、在外では民間の方々と随時安全対策連絡協議会というのを開いておりますし、そのほか、あと旅行者の方々との関係で、旅行会社とも随時安全対策あるいはテロ情報を共有するというをやっております。

我々としては、引き続き、こういう情報の収集、発信について努力を続けてまいりたいと考えております。

平沢委員 攻撃する側は、時間、場所、ターゲットを選ぶことができるわけですから、こちらは常時、二十四時間あらゆるところを守らなきゃならないわけですから、こちら側にとては極めて守りにくいということになるわけでございまして、そのためには情報収集が極めて大事になってくるわけでございまして、日本の情報収集体制というのは極めて弱いわけでございます。

大臣の書かれた「保守の情報」という本、私も本書を事前にご読ませたいという大変にいい本だと、今外務省の方にお聞きしましたら、まだ読んでいないそでございませうけれども、外務省の方がまだ読んでいないというのはおかしんじゃないかなと、外務省の方は、まず真っ先に、大臣が書かれた本だから読むべきではないかと思ます。

その中で、情報収集がたいなものは設置した方がいんじゃないかということも書かれてまして、私自身も全くそのとおりだろうと思います、恐らく大臣は、イギリスのSISなどを参考にされてこうしたことを言われているんじゃないかなと思います、イギリスのSISというのは、私もロンドンの大使館にいましたときに週に一回は行きまして、いろいろ情報収集、交換をさせていただいたわけですけども、向こうがなかなか情報を日本に(くれないというのは、向こうとしては情報を命がけてとってくるわけですよ、その命がけてとる情報と日本における、しかし、日本から与える情報、ギブ情報)がなかなかないんですよ、情報というのはギブ・アンド・テークでずから、日本が独自にまた情報をとらねばギブ・アンド・テークの関係は成り立たない、また日本は、情報を持ってきてても、大臣がこの中で、情報は上からず降りるということを書いていますけれども、全くそのとおりでございます、私も警察のときに情報をとってきませうけれども、これは日本にはなかなか上げないんです。なぜかという、上げると漏れてしまうからなんです。漏れたらもう相手方から二度と信用されなくなつて、情報が来なくなってしまうんです。

ですから、そういったことも含めて、これから日本も情報収集体制をしっかりとつらなければならぬ、その機関もつらなければならぬと思ひますけれども、法制度の整備も含めて、課題は山積しているのではないかなと思います、今外務省の方で、対外情報機能強化に関する懇談会というのをやっている御検討されていると思ひますけれども、大臣は外務省の情報収集体制強化についてどのようにお考えか、ちょっと御所見をお聞かせいただけます。

町村務大臣 平沢委員から大変重要な御指摘をいただき、感謝いたします。

戦後しばらくの間、かなり近い時点まで、余りこのインテリジェンスの話というのは国会でも議論をされなかったし、多分自民党でも余り議論をされていなかった、国内的にも、余りそういうことは議論しない方がいいというような雰囲気の中で今日まで来たんだと思ひます。

しかし、昨今のテロあるいはいろいろな事件があるときに、政府の情報はどうなっているのかという話が必ず出るようになりました、委員御指摘のとおり、今の日本の国内の情報に関する、まず意識の問題、それからその意識に基づ(法整備等々の問題、あるいは運用の問題、いろいろな問題がある)と思ひます。

ですから、急に大変なもの、イギリスの仕組みあるいは人の養成というのは、やはり百年以上の歴史を持っている中でのご話であります、日本も腰を据えて本格的にこのインテリジェンスの問題に取り組んでいかなければいけません、これは、ひとり外務省だけででもよくできることでもないと思ひますので、とりあえず私も外務省の中の懇談会をつりましたが、これは全省にまたがる問題として、政府全体にもかかわる問題として、必要あらば官房長官等にも、あるいは総理にもお話をして、省省的に取り組んでいたできるようにしたいと努力をしてみたいと考ております。

平沢委員 ぜひその方向でお願いしたいと思います。

ちなみに、イギリスのSISの場合は、日本では考えられないことですけども、偽造旅券を与えたり、もちろん潜入とか探るべきか、あるいは情報を使って、まさに命がけて情報収集をしているわけでございまして、日本でこれができるとは思ひませんけれども、しかし、最大限日本のできることをやるべきではないかなと私は思ひまして、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、ちょっと外務省の官房でもいいんですけれども、お聞きしたいんです。

私の大使館勤務の経験でいえば、大臣がこの本の中で、ヒューマンインテリジェンス、やはり人間が人間から情報収集するということをしている書いてあります、外国に駐在している大使とか大使館員は、できるだけ現地の政府関係者、あるいは現地に滞在するほかの国の外交関係者、あるいはマスコミ、その他の方々と会っているいろいろ情報収集するのが筋だろうと思ひますけれども、私の経験でいえば、日本の現地の駐在している大使以下外交官は、日本から来るお客さんの接待で手いっぱいという感じがしないでもないんです。

特に、大臣が行かれたというのはわかりますけれども、一般の国会議員だとあるいは役人だとかそういった人たちの、アポイントメントをとるのはいいけれども、それ以外のアテンドというのはもうほとんどやめて、現地で情報収集に専念するという形に持っていく方がいいんじゃないかと思ひますけれども、その辺は外務省はいかがお考えですか。

塩尻政府参考人 お答えいたします。

今委員が言われたとおり、情報の収集は非常に大事です、それは常日ごと、朝起きてから夜寝るまで、我々そういうことで専念しなければいけないというふうに思っております、他方、日本から来られる方あるいはほかの地域から来られる方に対する便宜供与等々から情報に大事な任務です、両方一生懸命やつて国のために尽くすということでもあります。

平沢委員 私が申し上げたのは、日本から来る方の便宜供与はいれんですけれども、便宜供与というかアテンドというか旅行関係業内業というか、そちらの方に重点が行き過ぎすぎてはならないかと、ですから、そちらは最小限にして、やはり現地に駐在する大使とか外交官の方は、現地で情報収集あるいは現地で外交業務に専念できる体制をつくるべきではないかということですが、そこはもう一回ちょっとお願いします。

塩尻政府参考人 情報収集そのほか外交を遂行する上で支障がない、それを尽すということでも引き続きやってみたいというふうに思っております。

平沢委員 日本から国会議員も含めて大勢のお客さんに行くと思ひますけれども、そういった人たちにに対する便宜供与のあり方については、ぜひ外務省は見直しをしていただきたいなと思ひます。

次に、国連安保理の問題についてちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、大臣、副大臣、本日にお疲れさまでございました。

G4の決議案が出まされて、それ二十日ごろ採決ということで見れば、A.U.の調整なども出て延びているんだろと思ひます、今は、A.U.のいわば一本化に向けていると作業を進めておられるんだろと思ひますけれども、今現状はどうなっているか、そして今後のG4の決議案はどんなのか、これについてちょっと見通しをお聞かせいただけますか。

津沢副大臣 後、足らずを大臣の方からも補足いただきたいと思います。

私自身約一週間強、一昨日までニューヨークに参りまして、安保理改革の重要性、また日本の常任理事国入りの必要性、その大義等々、各国の代表部、また多くの各国の主要な方がニューヨークに集まっておられます、バイの会談を二十回以上こなしながら懸命の努力を重ねたわけでございます。

今国連には、G4の枠組み決議案そしてA.Uからの枠組み決議案、二つの決議案が上程をされているわけですが、結論から申し上げますと、委員御指摘のように、G4とA.Uの決議案が共倒れをするようなことがあってはならない、そんな考え方のもと、きょう、二十二日でございます、時差がございますけれども、二十二日金曜日をめどにG4とA.Uの決議案の共通のポジションをつくる、できることならば一本化を図ろう、こういうことで懸命の努力を続けているところでございます。

それを受けて、来週の月曜日、また場所は確定してはおりないわけですがありますけれども、G4の外相並びにA.Uを代表していただく外相が再び会合を持ち、その後の段取りについて本当に詰めた、いわば最終的な方向を見出していこう、そんな日程も確定をいたしているわけがありますか、最も緊張感あふれる正念堂を今まさに迎えておられます。

平沢先生初め国会の先生方からも、かねてこの問題については強い関心をお持ちいただき、議会の立場から御支援をいただいておりますけれども、最も大切な局面を迎えつつある今、どうぞ引き続きの御支援と御機嫌を賜りますように心からお願い申し上げます。

平沢委員 今回の、これをA.Uと一本化する当たって、どうでもアメリカの後押しというのが必要ではないかと私は思うんですけども、アメリカはこのG4の案にかなり消極的ということが報じられているわけです、アメリカをもっと積極的にこの面で味方するに当たってはできないのか、アメリカがそっぽを向いている中で、G4とA.Uの一本化というのはなかなか難しいのではないかという気もしていないんですけども、その辺はいかがでしょうか。

津沢副大臣 平沢先生おっしゃられますように、アメリカは世界のスーパーパワーとして、国連場面にあきましても大変大きな影響力を持っているということでは言うまでもないところでございます。

しかし、一九四五年から六十年たった今、国際社会の状況は一変を起している、五十ヶヶ国の加盟国でスタートした国連は今百九十一ヶヶ国になり、冷戦も終わり、新たな状況を迎えつつある今、国連加盟国の大半が、安保理の強化、そのための準備に賛同している、G4が必要という基本的な考えを持っているわけでございます、そういった大きな国際社会の考え方をベースにしながら、力強(私どもは今日まで準備を進めてまいりました。

アメリカはアメリカの考え方があるわけでございますが、最大限私どもの立場をアメリカにも理解を求めつつ、基本的なG4の決議案を三分の二以上確保するためにはA.Uの力がどうしても必要でございます、引き続きの努力を重ねてまいりたいと思ひます。

平沢委員 この前のグリーンイールズ・サミットで、これはアメリカが一つのテーマだったということもありまして、日本は今後アメリカに対するODAを三年間で倍増する、それからODA全体は五年間で百億ドル積み増すというようにおっしゃっているわけでございます、

アメリカ向けODAを今後三年間で倍増するというのは、もちろんアメリカがテーマだったことでもありますけれども、同時に、今までアメリカに対する力入れ方が弱かった、今後、いわば国連安保理の問題もあって、もっともつと力を入れようということだろうと思ひますけれども、もしやるなら、もうちょっと早くやっておくべきではなかったか、今一番大事なときに、これからふやしますよと言うのではなくて、もっと早くやるべきではなかったかなという感じがしないでもありませんけれども、この辺はどうお考えですか。

町村務大臣 確かに、日本の援助は今まではアジアということでもありましたし、今も半分以上はアジアということでございます、そういう中で、アメリカの位置づけ、率直に言って、八〇年代まではそもそも十分日本の外交が目向けがなかったということもあるかと思ひますが、九〇年代に入りまして、日本はなかなかアメリカとの間に取り組んでまいりました。

TICADという東京国際会議、アフリカ開発に関する国際会議というのを九三年に開いておりました、それから、何年か一回ずつ定期的に開いております、前回は二〇〇三年に開かれましたし、今回は二〇〇八年において開こうかということでもあります、アフリカ支援とこの重要性がもうずっと言われ続けてきておりますし、現実、例えば安保理の議題を見ると、一半以上がアフリカの紛争とか内乱でありますとか、あるいは貧困の問題でありますとか、そういう問題が多くなっています、そんなこともありまして、例えば、四月下旬にインドネシアで開催されたアジア・アフリカ首脳会議の場で、小泉首相は既に、日本の援助を戦略的に拡充するという基本方針を述べた上で、さらにアフリカ向けには向こう三年間で倍増しようということを四月の時点で

実は表明をいたしておりました、それをグリーンイールズ・サミットで改めて強調したということでもあります、

安保理というところが全く念頭になかったかといえば、正直に言えばそれは多少のことではありますが、しかし、基本的に、日本はやはりアフリカというものについてかなり重視をしてこれまでもやってきたし、今後もやっていこうということでも取り組んでいるわけでございます。

私は、アフリカの国日本に対する評価というものは近年非常に高なっているということと、私、個人的にも、個人的にどうか外相会談をアフリカの大臣とやる、本当に日本は遠く(の国)によいろいろな面で支援してくれるということを必ず触れるようになってきている、こう思っております、引き続き、アフリカ支援、しっかりと私ももちやていきたいと思ひます。

平沢委員 昨年のお暮れ、民主党の原口一博さんあるいは渡辺周さんたちと一緒にアフリカのペナン共和国に行きまして驚いたのは、ペナンというのは貧しい国ですけども、向こうは日本に大使館を置いているんです、日本は向こうに大使館を置いていないんです。

向こうの大統領と会ったとき、向こうが盛んに言っていたのは、日本もぜひ置いてくれと、日本からすれば、在留邦人もいないし、そんなに貿易があるわけじゃないからいいだろうということなんだろうと思ひます、しかし、あの貧しい国が日本に大使館を置いて日本

が置いていないというのは、大国としてどうかという感じがしないでもないんです。

そこで、外務省にお聞きしたいんですけども、向こうの大使館は日本にあるけれども、日本が向こうに大使館を置いていないという国は幾つあるんですか、アメリカはそのうち幾つあるんですか。

塩尻政府参考人 お答えいたします。

相手国の大使館が日本にあって、日本の大使館が相手国にないという国でございますけれども、これは二十ヶヶ国でございます、

平沢委員 大臣、ODAももちろんいいんですけども、もちろん、これは人員の問題とされる絡んできます、しかし、向こうが大使館を置いていて日本が置いていないというのは、ODAもいいけれども、やはり日本としてどうかという感じがしないでもありません。

ちなみに官房にもう一回お聞きしますけれども、今、日本の外国にある大使館というのは幾つあって、中国は幾つありますか。

塩尻政府参考人 お答えいたします。

日本の有している在外公館すべてでございますけれども、在外公館、大使館、総領事館でございますけれども、百八十九でございます、(平沢委員「大使館は」と呼ぶ)大使館は百十六です、(平沢委員「中国は」と呼ぶ)中国は百五十七でございます、

平沢委員 日本が百十六なんです、中国は百五十七なんです、アフリカペナンに、民主党の先生が行ったとき、立派な大使館を置いているんです、日本は何もないんです、これはやはり、アフリカに幾らでも働きかけるといっても、ちょっと余りにもプレゼンスが弱いのではないかと、要するに向こうに対する発言力が弱いのではないかと、今一生懸命国連安保理で賛成して、これはやはり言うことでちょっと弱いのではないかと感じがしいでもありません、

先ほどありましたように、二十ヶヶ国、向こうが置いていて日本が置いていない、そのうちアフリカは十ヶヶ国ですが、これはやはりどうかという感じがしないでもありません、これは、予算だとか人員だとかいろいろ問題が絡みますけれども、やはり私は待つたなしで急ぐべきではないかと思ひます、外務大臣、御所見をお願いします。

町村務大臣 平沢委員の御指摘、まことに私も受けとめております。

今の日本は五千人強の体制でやっているわけでございますけれども、その中で最大限効率を上げるような配置をするということでもやっております、ただ、数年前から、何とかイタリア並みの人員を確保しようということで、やっとイタリアを今超えたところでございます、これからまた、これは国会で先生方の御意見もいただきながら進めたいと思ひますが、たしかドイツ、フランスが八千人程度なんですよ、また、外交官の数がずね、私もども、一遍にももちろんできるわけではございませんので、五年とか十年計画を立てて着実に定員をふやす、その中で、今のこの厳しい状況です、人がふふればある程度予算もふふなければだたざるを得ないわけでございますが、予算も、また人もある程度ふやす中で、そうしたアフリカ諸国の期待にこたえていこうというように心を掛けていかなければいけません、こう思っております、一年、二年でできないかもしれませんが、何年かかかしてっかりとそうした時間の充実にまいりたいと考えております。

平沢委員 時間がないから、次に進ませてください。

二十六日六ヶヶ国協議が開れるわけでございます、日本からすれば、当然核の問題もありませんけれども、拉致も、ぜひこの問題を取り上げてもらわなければならぬんです、まず、韓国も中国も極めてこの問題を取り上げることには消極的、そしてアメリカも一応建前の上では一生懸命やってくれるよと言っていますけれども、必ずしも、六ヶヶ国協議の場で取り上げることには消極的と聞いています。

この拉致問題というのは、日本と北朝鮮の問題というふうならえ方をしていますけれども、人権問題という形でとらえれば、別に日本と北朝鮮の問題ではなくて、各国共通の問題ではないかという気がしないでもないんです、だとすれば、これは六ヶヶ国協議の場で取り上げるのが筋でいいか、それ以外の、場外で、二国間の、いわばバイの会談が持てるかどうかというのは全く見通しがわからないわけで、六ヶヶ国協議の場でしっかりと取り上げてもらうのが筋ではないかと思ひます、各国の反応も含めて、六ヶヶ国協議の場では取り上げられない、だとすればバイの会談で取り上げられる可能性があるかどうか、この辺の見通しをちょっとお聞かせいただけますか。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

来週の二十六日から行われる六ヶヶ国協議でございますけれども、一年一ヶ月ばかりに開かれるということ、ようや(六者)一堂にまた会して、中心的な課題としては、当然、核の問題、北朝鮮による核計画の廃棄について、いかにそれを早く(進めるか、それ)についての合意を目指すということでございます。

今委員御指摘のような、それぞれ(の国)がこの六者の機会を利用して、北朝鮮との間で抱えている幾つもの案件、懸案問題についても、当然それぞれの国としてはこれを提起することは予想されているわけでございまして、私どもいたしましたは、従来どりの方針、これは一貫してありまして、拉致問題またミサイル問題も北朝鮮との間では大きな懸案としてありますので、こういった問題については六者協議の場で改めて問題提起を行いたいというふうに考えております。

それから、六者の機会に我々としては日朝間で協議の機会を持ちたいと考えてありまして、その点については、先方に対して接触を求めて、現地で先方の代表者との間で会合、接触の機会を持つべく(努力する)所存でございます。

平沢委員 日本では、当然この六ヶヶ国協議で拉致の問題を取り上げるだろうという期待値が高まっていますけれども、万が一、それが取り上げられなかった場合の落胆というか、失望感も大きいものがあるだろうと思ひます。

万が一、もし六ヶヶ国協議の場でそういう議題とならなければ、ぜひ、バイの話し合いで何とせよとの問題を取り上げて前向きに進めてもらいたいと思ひますけれども、もし取り上げられなかった場合には、当然、これは経済制裁も含めたいろいろな強硬的な立場をとらざるを得なくなるだろうと思ひます、これについての見通しを外務省、もう一回お聞かせいただけますか。

齋木政府参考人 お答えいたします。

まず、二国間の直接の接触の機会を持つべく、我々としては努力いたします、そしてまた、そういった接触の機会を持つことになれば、当然我々としては拉致問題について我々として先方に対して提起したい案件がたくさんございますので、その点については明確に提起する、そういう所存でございます。

平沢委員 最後に、領土問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

日本は今尖閣あるいは北方領土等の領土問題を抱えているわけですけども、そういう中で、国会議員十数名が日本郵政公社に対して、竹島の記念切手を出したいということと昨年の三月に申し込んだわけでございます、これにつきまして郵政公社は外務省といると相談したらいいんですけども、なかなか返事が来なくて、つい最近返事が来まして、いずれにしても、いろいろ政府と相談した結果、政府というのは外務省のことですけども、今の時点ではその記念切手を出すのはふさわしくないということと断られてしまったんです。

竹島の記念切手を出すのがなぜ好まないのか、これについて外務省の見解を教えてくださいませんか。

齋木政府参考人 お答えいたします。

ちょっと経緯のある話でございますので、御説明申し上げますと思ひますけれども、この問題につきましては、去年の三月、日本郵政公社の生田総裁から、当時の外務大臣、川口大臣に対して書簡が参りまして、その中で、さき委員が御指摘になりました竹島等を題材とした写真つき切手を発行することの適否についてどう思うかということと、意見照会がございました。

その際、生田総裁からお手紙の中には、郵政公社としては、竹島等の外交上問題となるおそれのあるものを題材とした写真つき切手を作成することは万国郵便条約上の規定に照らして差し控えるべきと考えている、そういう郵政公社としての見解が掲載されておたつてございます。

これを受けまして外務省としては、当時の外交関係はいろいろと考えまして、慎重にも慎重な検討を加えた結果、日本が竹島切手の発行にもし踏み切れば、日韓の間あるいは万国郵便連合の場で、この切手の発行について日韓の間で非難の応酬をさらにこれで行くことになかなかねない、そういうことを招く(のは)非建設的だろうということで、望ましい対応とは言いづらいという判断をいたしましたので、竹島等を題材とした写真つき切手を発行することは差し控えるという郵政公社の結論は現時点では適当であるとという判断をして、大臣からそういう内容の文書を郵政公社あてに送ったところでございます。

平沢委員 もっといろいろ聞きたいことがあるんですけど、時間がありませんので、最後に、では北方領土の記念切手を出した場合どうなるんですか、対馬の記念切手を出した場合はどうなるのか、これを教えてください。それからもう一つ、この前、鳥島根が竹島の日というのを制定しましたけれども、もし国が竹島の日というのを制定した場合にはどうなるのか、というのはなぜかという、北方領土の日というのはどうなるんですかね。二月七日が北方領土の日で、国がつけているんですよ、それで、これは一生懸命運動をやっているんですよ、啓蒙活動をやっているんですよ。ですから、日本が竹島の日というのを国でつかなかった場合はどうなるのか、これをちょっと教えてください。ですから、二つ、まず、北方領土の切手を出した場合はどうなるのか、それから竹島の日というのを国が制定した場合にはどうなるのか、これをちょっと教えてください。 **小松政府参考人** 御質問の二点のうち北方領土の日についてはお答え申し上げます。先ほど同僚の政府参考人から答弁のごさいました郵政公社からの照会の文書でごさいましたけれども、その中に、竹島、尖閣諸島及び北方領土を図柄とする写真つき切手の発行について、現時点では適当ではないと考えるという照会がございまして、外務省といたしましては、さまざまな要素を総合して判断した結果、北方領土につきましては発行を差し控えるという日本郵政公社の結論は現時点において適当であると考えられるという回答をさせていただいております。 **齋藤政府参考人** お答えいたします。竹島の日、竹島は当然、御案内のように、法的にも歴史的にも日本の固有の領土でございます、我が国としての主張については全くの揺るぎもございません。国として竹島の日というものを定めることの適否については、まだ政府としてその点についての結論を出すに至っておりません。 **平沢委員** 記念切手は両方だめだと、竹島もだめ、北方領土もだめと、それで、北方領土の日も両方あるわけですよ。しかし、歴史的、国際的に見ても同じ日本の領土でありながら、何か竹島の日を制定しては何かと及び腰のような感じがしないでもありません。どうか同じ感じがしないでもありませんけれども、これを時間を見て御質問させていただきたいと思っております。時間が来たか終わります。ありがとうございました。 **赤松委員** 次、丸谷佳樹君。 **丸谷委員** 公明党の丸谷佳樹でございます。前回の委員会の最後で質問させていただいた件を、きょうは冒頭にもう一度伺いをさせていただきたいと思っております。本日は、日口関係について伺いをさせていただきたいと思うわけでございまして、在京ロシア大使館の次席公使がロシアの外交誌「国際生活」に寄稿いたしました論文、ロシア・日本、ゴールはまだ見えぬという論文の概要をございまして、私も拝読いたしました。これは日露修好百五十周年、また日露戦争終結百周年、第二次大戦終了六十周年に当たるということで、特に日口関係については大変大事な事であるというふうにして、六年の共同宣言、そして九三年の東京宣言及び二〇〇三年一月の日口行動計画を含む二か国間の諸文書について、現在置かれた日露関係の経緯について解決されなければならず、平和条約においては、択捉、国後、色丹、歯舞諸島の帰属の問題の解決を見出していかなければいけない等、確かな認識もこの論文の中には掲載されております。しかし、その一方で、今の日本の立場に多岐の点で冷戦時代の古いステレオタイプの痕跡が見られ、アジア太平洋における日本の重軍主義の侵略行為をやむやみに、過去の戦争における日本のドイツ・ファシストとの同盟のアンチ・ソ連的傾向を過小評価し、一九四一年の日ソ中立条約を破った侵略者がソ連であり、日本は罪もない被害者であるかのように解釈しがちであるとの特徴があることを指摘すべきであるというような内容も掲載されております。こういった文書、これは在京ロシア大使館次席公使の考え方がここに書かれているわけでもございまして、あなたが対日路線は正義の戦いだだったとすると旧ソ連史観に逆戻りしたかのような感じがするというのが、日口関係の友好促進に決して資するものではないというふうに私は考えている次第でございます。改めて政府の見解をお伺いするとともに、公的な立場にある外交官としての立場からこういった寄稿をするのはいかがなものかといったような外交的なメッセージというのはいくらもかいたってあるんじゃないかと、この点についてまず伺いをさせていただきます。 **町村国務大臣** ガルニツキ次席公使の論文、私も全部正確に読んでいただいておりますけれども、ある程度はよく目を通しました。今委員御指摘のとおり、ポイントをついた指摘もあります。日本とは事実認識が違うという部分も含まれて。特に、ヤルタ協定が日本にも拘束力を持つような主張が載っていたり、あるいは日ソ中立条約違反のソ連の対日参戦を正当化するような主張、これらについても受け入れられるものではない、こういうふうに思っております。これにつきましては、確かに今でも、日口間で立場が相違する問題で一方的な意見表明等々がある場合もありますので、折に触れてきちんとロシア政府に申し入れておりますが、今回もこういう話があったものですから、二十日の日に、我が方大使館の方から先方外務省に対して申し入れを行って、適切ではない部分があるという点については先方にきちんと指摘を行ったところであります。 **丸谷委員** 申し入れを行っていただいたということでもございまして、ロシア当局の方から何か返答といったものはあったんですか。 **小松政府参考人** 大臣からたまたま御答弁がありましたように、大使館の日本担当の部長に申し入れをさせていただいておりますけれども、申し入れを踏まえて上司に伝えて、検討の上回答するという返事でございまして、その回答を踏まえて、私どもも適切に対応したいと思っております。 **丸谷委員** 局長、これは確認なんですけれども、その回答は現時点ではまだ来ていないということでしょうか。 **小松政府参考人** 先ほどの大臣の答弁にもごさいましたように、ヤルタ協定の拘束力の問題でございまして、さきの大戦におけるソ連の行動に関する評価をございまして、これは、今でも僕も日本側から申し入れておりますけれども、そこは考え方がやはり違うわけでもございまして、その考え方の違うところについて改めて申し入れをいたしましたけれども、先方がわかたという返事をするという状況にはないわけでもございまして、この申し入れを踏まえて改めてまた回答をしたいという返事であったわけでもございまして、 **赤松委員** 長 政府委員に申し上げますが、質問者の趣旨は、回答が来ているのか来ていないのかということを知りたいと思っております。 **小松政府参考人** 申しわけございません。二十日の申し入れをございまして、その後の回答はございまして、 **丸谷委員** ありがとうございます。その回答を見ながら、今後また、大統領の訪日も控えているわけでもございまして、日口関係、友好の促進に向けて、どうか外務省の方もしっかりと対応をいただきたいと思いますというふうにも思います。この領土問題というのは、大統領の訪日についてもございまして、いろいろあるかというふうにも思いますが、本日にいろいろの発言が出てきているという状況で、本日にいろいろの発言が出てきているという状況で、 **丸谷委員** その一つに今回のこの公使の論文というものが、また最近、先月の三日でございまして、ロシア駐日大使は、タス通信との会見の中で、領土問題の解決の一つとして、共同統治というものが仮説的には可能であるといった見解を示したということもございまして、 **丸谷委員** 自分自身も、この領土問題の解決に向かおうと、日本政府の方針は十分承知しておりますけれども、この共同統治というものが仮説的にも可能であるのかどうか、考えてみた次第でございまして、共同統治そのものの自体のイメージがなかなかない、日本の国益に資するのがある、あるいは旧島民の利益になるのか、この点も考えたときに、理解に苦しむところがあるわけでもございまして、 **丸谷委員** まず、国際法局長にお伺いをいたします。この共同統治という概念を説明していただきたいと思います。 **林政府参考人** 国際法の概念として申し上げます。国際法上、国家は自国の領域に対しまして、本来排他的な、つまり他の干渉を許さず、排他的な主権を有するものとされておりまして、通常、二以上、共同の形で国家が同時に同一の領域に対して主権を行使するというものではないわけでもございまして、主権というのは排他的だということでもございまして、 **丸谷委員** 他方、特殊な歴史的な背景等の理由から、例外的に二以上の国家が合意により、条約でやることが普通でございまして、合意により同一地域及びその住民に対して共同して主権を行使する例というのが歴史的にはございまして、こういう統治のあり方を共同統治と呼びます。もしお差し支えなければ、もう少し詳しい先例を申し上げますけれども、よろしいでしょうか。近年の典型例として国際法の教科書などに取り上げられるのは、今バヌアツと独立しておりますニューヘブリデス諸島でございまして、これはイギリスとフランスの共同統治だということの例として挙げられております。内容は、一九〇六年の協定、一九四四年の改定議定書で改定されておりますけれども、要は、両国が同盟を共同で影響を行使する地域として共同して主権を行使することにしたということでもございまして、中身的には、英仏がそれぞれ自国民、つまり英国民、フランス国民に対して、それぞれが管轄権を行使して施政を行うということ、それから第三国の国民は英仏がいずれかの施政を選択する。さらに、こういう場所ですので、現地のいわゆる現地住民の方がおられるわけですが、その現地住民に対しては、英仏の高等弁務官、ハイコミッショナーが共同で施政を行う。そういう仕組みを条約によってつくっております。それから、もう一つ例として、これは今キリバスと独立しております南の島を構成しておりますカントン島及びバンダペー島というところもございまして、これは米英の共同統治の例としてございまして、これは、もともと米英それぞれが利用しておられたわけでもございまして、一九三九年の米英間の合意によりまして、両島に対しての主権の問題を棚上げしまして、これを国際航空路の中継基地として共同使用することにしてあります。これの前身は、それぞれの領有権を有することなく両島を共同で管理する、ジョイントコントロールをいう。それぞれが任命する行政官が施政を行う。施政権の行使の権限については必要に応じて両国政府で協議する。こういうものが国際法の教科書などに挙げてあるものでございまして、 **丸谷委員** 今挙げさせていただいた二つの例としまして、結果的には、共同統治の後、独立をして一国をつづけているということになっております。北方領土というのはそもそも我が国の固有の領土であるということも考えたときに、今挙げさせていただいた、植民地であり将来的には独立をしていくという例とは同じものではないというふうに考えるわけでもございまして、 **丸谷委員** 一方で、こういったロシア側からの提案、この六十年間、領土問題というのは一向に前進を見なかったけれども、こういった仮説的であっても提案というものが出てくるということに関して、領土問題の糸口になるのではないかと見方もあるやに思いますが、この共同統治という概念自体、問題解決の糸口になるというふうには政府はごらんになるのかどうか、この点について伺いをさせていただきたいと思っております。 **小松政府参考人** 御指摘のございましたロシア大使館の発言でも、これは報道で承知しているわけでもございまして、 **丸谷委員** その報道の中で、ロシア大使自身、これは仮説的可能性として述べられるものでございまして、ロシア政府としての見解を述べたものではなく、ロシア大使の個人的見解を述べたものと私どもは理解しております。大使がそのようなものとしてプレスに示唆したと申しますか、言及したと申しますが、そのものにつきましては、その趣旨は不明でございまして、そういうものとして私どもは受け取れるというものでございまして、 **丸谷委員** いずれにしても、我が国の固有の領土でございまして四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという政府の方針は不変でございまして、今後ともこの方針に基づいて真剣に交渉を進めていきたいと思いますと考えております。 **丸谷委員** G8の際にはロシアとロシアの両首脳会談が行われまして、プーチン大統領の訪日が十一月の二十日から二十二日というところが決定されました。本日に、ことし初めの訪日がずっと延期になってきた分、ようやく日本に来ていただける日程が決まったというところは非常に大きな成果だというふうにも考えております。また、プーチン大統領自身記者会見の中で、平和条約締結については最重要課題であるというふうにおっしゃっております。この大統領の意気込みにぜひ期待をしたいというふうにも感じておりますけれども、最近のいろいろのロシアの外交筋から出てくるメッセージとして、五六年の日ソ共同宣言が法的に有効であり二島の返還となるかというところの色澤(しきさく)が出てきておりまして、東京宣言というものは無視されるようにも思われております。日ごろ外交交渉に当たっている外務省として、こういったロシアの五六年の共同宣言が法的に有効であり二島の返還といった考え方というのは、今日でも変わっていないというふうにも感じていらっしゃるのかどうか、この点について伺いをいたします。 **小松政府参考人** 五六年の日ソ共同宣言でございまして、これは両国の議会で承認をされまして、国会の御承認もいただいて締結された条約でございますので、これが法的に有効であるということも当然のことでもございまして、それを日露時代になかなか明言をしないところでも、その義務を負ったことを言ったこと自体は、当然のことでもございまして、それが法的な要素であると思っております。ただ、五六年の共同宣言に基づいて二島の引き渡しをもってこの領土問題の最終解決をするというロシア側の主張というものは、私どもとして受け入れられるものではございまして、その立場としては最近に至るまでロシア政府は繰り返しておりますけれども、粘り強く交渉をしたいと思っております。 **丸谷委員** なかなか交渉し続けていただいているわけでもございまして、本日に領土問題というのは前進を見るのは難しいというふうにも実感しております。しかしながら、非常に外務省の外交官の方が頑張られたんだと最近思いました例が一つありますので、御紹介させていただきます。EUの議会の方で、極東におけるEU、中国、そして台湾との安全保障における決議というものの、北方領土返還をロシアに対して求める一文が入っております。これは、日本の領土である北方四島を、ソビエト連邦が第二次世界大戦後から支配しているこの北方領土に対して今はロシアが占拠をしている。この四島を日本に返還せよといったような内容の決議になっているわけでもございまして、 **丸谷委員** 本日に、こういったEU議会の中国四島の返還決議をいただいたというものは、EU各国内の四島問題、領土問題というのを正しく理解していただいている、そして国際法に基づいてロシアに対して返還を求めている、こういった理解をEUにまで広めた外交努力というのは非常に高く評価されるべきであると思っております。EUのみならず、ぜひこういった国際社会に対する領土問題への理解と、また日本支援の輪というものを外交努力で広げていただきたいと思いますというふうにも思う次第でございまして、どうかよろしく願います。 **町村国務大臣** 私ども、この北方領土問題というものが日口間のさまざまな活動、交流の円滑化の大きな妨げになっているんだ、そして歴史的にも北方領土が日本の領土であるというところは明白であるということもいろいろなき機会にPRにこねられていてございまして、その一つを全部今ここで申し上げるわけでもございまして、そういった活動の成果というものが例えは今回のロシア議会の決議というのにもあらわれているのかな、こう思っております。この議会の決議を見ると、北方領土の日本への返還、ザリタンという言葉が明確に使われていることは大変に立派な決議だ、こちら私どもも受けとめております。ただ、その後を見ますと、ちょっといかがなものかと、独島、竹島問題について日本と韓国の間にもディスビューという議論がある、これはまあ事実なんですから、その後に、尖閣についても日本と中国で議論があるというふうにも、何かたぐいで書いてあるけれども、私ども、尖閣については全く議論がない、ご理解をしておりますので、完全に、正確に欧州議会の皆さん方がこの辺の事情をよく理解してあるのかどうかということについては若干の留保が中国で議論がございまして、 **丸谷委員** この北方領土問題については、はっきりと、ザリタン、返還という表現があることは、大変にありがたい御指摘をいただいた。このように私どもも受けとめております。 **丸谷委員** どうぞ、今後も外交努力を続けていただきたいと思います。 **丸谷委員** 私どもの決議というのを原語で読ませていただいていたわけでもございまして、大臣がおっしゃったように、北方四島に関しては百点の決議文になっておりますけれども、その後を見ると、日本の憲法改正等も含めて触れられたりしてありますし、大臣がおっしゃった尖閣の問題については、日本と台湾の間で所有権をめぐった論争があったといったような記述がございまして、四島に対する理解はしっかりとさせていただいておりますけれども、竹島あるいは尖閣に対するEUの理解が正確になるように、今後も外交努力を続けていただきたいと思います。 **丸谷委員** それでは、東シベリアのバイリンの問題について、経産省に来ていただいておりますので、伺いをさせていただきます。この太平洋バイリンプロジェクト、サハリン1、サハリン2プロジェクトに続く本格的な日ロエネルギー協力というふうにも位置づけられておりまして、当然その目的というのは、我が国のエネルギーの安全保障、原油輸入の中東依存度を二〇〇三年の八・五%から六・八%へ引き下げたいといったことであるというふうにも考えておりますけれども、八日のプーチン大統領の御発言によりますと、バイリン計画については実際には中国側の提供を優先したいというふうに読み取れるわけでもございまして、この点について伺いをさせていただきます。 **丸谷委員** 今後、第一段階としましては、タイシエツトからスコボロジノに行き、そして最終的にはペレボズナヤ湾に向けたバイリンをつくるということでもございまして、第一段階としてはタイシエツトからスコボロジノということになっているわけでもございまして、大慶に向けた支線をつくるのかどうか、ちょっと不明なところもございまして、この第二段階は二〇〇八年に行きというふうにもなっておりまして、日本エネルギー安全保障に資する面としては第二段階を待たなければいけないということになっているというふうにも考えておりますが、この第二段階、スコボロジノからペレボズナヤ湾に向けての期限というものも明確にはされていないと思っております。この点についてぜひ御説明をいただきたいと思います。 **近藤政府参考人** お答えを申し上げます。今の御質問の件でございまして、太平洋バイリンの建設に関しましては、ロシア政府がことしの四月二十六日に産業エネルギー相命令というものを発出しております。その産業エネルギー相命令の中では、具体的に太平洋バイリンについて三点述べられております。まず第一点としましては、タイシエツト、スコボロジノ、ペレボズナヤ湾というところを結び石油バイリンを建設するということが第一点でございまして、第二点は、第一段階として、タイシエツト スコボロジノまでのパイリンをつくる。そしてペレボズナヤ湾に石油の積み出しターミナルを建設する。第三点としましては、第二段階としてはスコボロジノからペレボズナヤ間のパイリンを建設する。こういうことが決められているわけでもございまして、 **丸谷委員** 中国向けのパイリン建設については、その中で言及されておられません。実際にスコボロジノから中国に一部の石油を供給するという構想があることは私も承知しておりますが、これは鉄道によるものになるか、パイリンになるのかといったことも含めて検討中であるというふうに私どもは認識をしております。 **丸谷委員** この東シベリアパイリンにおいては、第一段階、第二段階と段階を区切っていくといったことに対する理由の説明というのはあったんですか。 **近藤政府参考人** 第一段階、第二段階について、第一段階と第二段階というのが、例えば、第一段階はいつまでというふうに書いてあるわけではなく、まず第一段階としてこうする。そして実際に物事が動き始めて、そしてその上で第二段階に行く、こういうことなんです。第一段階と第二段階がどういう時差があるのかという点については、こちらについては、実際にどういうタイミングでどう進めていくかというのは、今後の議論を引き続きやっていく必要があると私どもも考えておるところでございます。 **丸谷委員** それでは、実際に、新たに東シベリアの油田の開発というものが前提になっている部分もございまして、こういった開発に関して、あるいはパイリンの建設に対して、日本は支出をしていくおつもりなのか、この点、伺います。 **近藤政府参考人** まず、東シベリアの開発につきましては、少し数字を先にお知らせさせていただきます。ロシア政府といたしましては、東シベリアの石油生産について、二〇二〇年ごろには、年間五千万トン、約百万バレル(バー)デー、八千万トン、大体百六十万バレル(バー)デーぐらいでございますが、そのぐらいになるという見通しを発表しております。 **丸谷委員** 少なくともそういう状況でございまして、西シベリアと東シベリアからの原油を合わせて太平洋バイリンの建設に必要な通油量を確保して、このパイリンを基礎として、東シベリアの開発をしようというふうな考え方だと理解しております。 **丸谷委員** 中々、ロシアとの関係で申し上げますと、私どももさまざまなレベルでの実現に向けた議論を進めておるところでございます。 **丸谷委員** 具体的に申し上げますと、日口の専門家間の協議をやっております。パイリンの建設資金の融資、それから東シベリアの油田の探鉱開発、それからパイリンの建設のための詳細なフェージビリティスタディーという三分野におきまして、太平洋パイリンを実現するためにどういった協力が可能かというふうについて議論を行っているところでございまして、 **丸谷委員** いずれにしても、十一月に大統領が訪日される際にも、こういったエネルギー安全保障の問題について議論がなされると思います。早く、期限が明確になっていく中で、こういったエネルギーの安定的な供給が図られるように、ぜひ交渉の方もこの点頑張っていただきたいと思います。 **丸谷委員** ありがとうございます。

東門委員 大臣の今の御答弁、本当にそのとおりであったらと思うんですが、しかし、これまでも余りにもひどかった、これからも余りも余りではないのか、なぜなら、先ほど赤嶺委員からもございました七月十九日のあの県民大会を見たときに、本当にそう思われるんですね。

七月十九日、キャンブ・ハンセン内レンジ4の都市型戦闘訓練施設での実弾訓練強行に対する県議会、金武町、金武町議会、金武町伊芸区主催の緊急抗議県民集会在開催されました。もう御存じのとおりです。

この県民集会上には、稲嶺知事を初め約一万人が参加するという、まさに超党派、県民挙げてのものとなり、陸軍複合射撃訓練場を即時閉鎖、撤去すること、及び二つ目に金武町伊芸地域の基地を全面撤去することを要求する緊急抗議県民集会宣言決議が採択されました。

一九九五年の少女暴行事件に対する抗議のため開催されて以来、十年ぶりとなる超党派による県民集会在開催され、都市型戦闘訓練施設の即時閉鎖、撤去ばかりでなく、金武町伊芸地域の基地の全面撤去に踏み込んだ決議を採択するという行動を県民がとらざるを得なかった理由について、町村外務大臣、どのようにお考えでしょうか、伺います。

町村外務大臣 これも、先ほど来から数名の、赤嶺委員あるいはその前の委員のどなたからもお話がありました。

本件につきましては、皆さん方が地元において御懸念がある、そういうお考えに基づいて即時撤去等の御要請が出ているものということで、それは、まさにこの十九日の県民集会的意味というのはそういう地元の深い懸念のあらわれであるというふうにも私も受けとめております。

また、それにこたえるために、私どもとしては米側と話し合いをして、安全、環境等に十分配慮されたものになっているというふうな認識を持っておりまして、またさらに、その懸念に何とかこたえなければいけないということもあり、昨年来から米側とも話し、政府としては日本政府の予算でキャンブ・ハンセン内のレンジ16の奥に、異例のことではございますけれども、代替施設を建設して、レンジ4で予定されていた訓練を移転させるということにしたわけでございます。

ただ、そのレンジ16の奥に施設が完成するまでの間、練度の維持ということもまた必要であるという判断をして、暫定的な使用は日本政府としてやむを得ないという判断をして、今その訓練が開始された状態にあるということでございます。

東門委員 大臣の暫定使用容認は、きょうの朝刊にも出ておりますから、それについてはお伺いしませんが、これまで被害をこうむってきた地元住民を初め県民がこぞってこの施設の危険性を指摘しているにもかかわらず、何ゆえ政府は安全であると判断したのでしょうか。

先ほども伺いがありました。私の問いは少し違います。施設完成後、政府はどのような安全確認を行ったのか、政府独自の安全確認を行ったのか、お伺いいたします。

河相政府参考人 従来より当委員会でも御説明しているとおり、安全措置として、本件陸軍複合射撃訓練場、これを使っている訓練としては、四方八方射撃するような訓練を行うわけではないという中でとられている射撃用建物等々の措置、これは地元の方々の御懸念を受け、政府としては、外務省、防衛施設庁の関係者が現地視察を行っているところでございます。

東門委員 現地視察を行う、失礼しました。途中で同じような答弁が返ってくるのだと思ったものから、ぜひ発言しなかったのですが、外務省、防衛施設庁、だれがそこへ行き、どのようなことをしっかりと確かめてきたのか、やはり伺います。

絶対に大丈夫だと、もし万が一、事件、事故が発生した場合、その責任はだれがとることになるのかもあわせてお伺いします。

河相政府参考人 お答えいたします。

沖縄における我が方の事務所それから那覇の施設局等々の関係者が現地を見っておりますけれども、これの中で安全措置はとられているという認識でございます。

仮に事故が起こったときという御質問でございますけれども、万々、事故が起こることがないという前提で、仮定の質問にはお答えを差し控えていただきたいと思っております。

東門委員 同施設での訓練は練度維持のために必要とこれまでおっしゃってこられました。何度も聞いておりますが、その訓練、練度維持のための訓練はレンジ4でなければいけないんですか。

局長、御存じですか。それまで、レンジ4が建設されるまでどこでその訓練が行われていたのかもあわせて伺います。

河相政府参考人 お答えいたします。

レンジ4での訓練、これは何種類かの訓練がそこで実施される予定になっているわけでございます。個々の分解した形で訓練が具体的に基地のどこでというのは、私、今資料を持ち合わせておりませんが、今回、レンジ4の施設を使用した訓練によって、訓練がやはり効率的にできるということだとご理解をしております。

東門委員 最後の質問になります。

局長、局長はそこへ行ってごらんになりましたでしょうか、その現場へ行って、それが一点。

二点目、レンジ4に来る前はレンジ16で行われていたんですよ。それを無理してレンジ4、反対を押し切ってレンジ4に建設したんですね。これがもしレンジ16の奥の方に移設、代替施設が建設されることになれば、必ず撤去するべきだと思います。同じような目的の訓練場は二つは要らないわけですから、それはいかがですか。

この二点、お伺いして終わります。

河相政府参考人 私が北米局長に就任しましたのが一月でございます。一月に就任直後、沖縄を訪問させていただきました。その際に、レンジ4自身に立ち寄る時間は残念ながらありませんでしたが、沖縄の自動車道のところからは見させていただいた次第でございます。

レンジ16につきましては、御指摘のとおり、過去において使っていたということはございますが、その施設がまさに老朽化したというところで、新しい施設が必要になっているということだと理解しております。

東門委員 また次、続けていきます。ありがとうございます。

赤松委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会